

令和5年度第1回 北海道消費生活審議会

議 事 録

日 時：2023年10月11日（水）午前10時開会
場 所：道立消費生活センター 暮らしの教室

1. 開 会

○事務局（由水課長補佐） 定刻より少々早いですが、皆様がおそろいになりましたので、ただいまから、令和5年度第1回北海道消費生活審議会を開会いたします。

私は、事務局の消費者安全課の由水でございます。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（由水課長補佐） 開会に当たりまして、北海道環境生活部くらし安全局長の佐藤圭子からご挨拶申し上げます。

○佐藤くらし安全局長 皆様、おはようございます。

環境生活部くらし安全局長の佐藤と申します。

北海道消費生活審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、皆様、本日は、大変お忙しいところ、日程をご調整いただき、ご出席賜りまして、ありがとうございます。お礼を申し上げます。

ここで申し上げるまでもないことですが、近年の消費者をめぐる情勢は非常に目まぐるしく、迅速、速い動きをしております。デジタル化、グローバル化の進展という言葉をよく目にいたしますが、そうした動きを背景に消費者の問題も多様化、複雑化しているなど実感として感じております。

悪質商法の手口も大変巧妙化しております。インターネット通信販売や電話の勧誘、訪問購入などのトラブルは依然として多い状況でございます。

また、最近ですと、テレビでもよく報道されておりましたが、若者の美容医療サービスに関する相談というものが増加しております。不安をあおったり、あるいは、大幅な割引を提案して契約や施術を急かされたといった相談が道立消費生活センターには多数寄せられております。

こうした状況を踏まえまして、道といたしましては、様々な主体の方々との連携をいたしまして、人材の確保やバックアップ体制の強化などを基本的な方針といたしまして、消費者被害防止に向けて取組を進めております。

本日の審議会では、私ども事務局から消費生活関連施策の進捗状況などをご報告いたしまして、それと例年と少し違う点といたしまして、北海道消費生活条例の見直しの検討が必要な時期でございますので、その報告をさせていただきます。皆様からご意見を賜りたいと存じます。

結びになりますが、道といたしましては、今後も消費者の皆様の権利の尊重と自立の支援に向けまして取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、本道の消費者行政の推進にそれぞれの皆様のお立場からご意見を賜りまして、重ねてお願いではございますが、審議会でございますので、忌憚のないご意見をいただき、私どもの施策の推進に反映させていただければと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局連絡事項

○事務局（由水課長補佐） 本日は12名の委員の皆様にご出席をいただいております。

委員の過半数がご出席されておりますので、北海道消費生活条例施行規則第25条第2項の規定によりまして、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の委員会は公開とさせていただいておりますので、あらかじめご承知おきをお願いいたします。

なお、佐藤局長は、他の公務の予定がありますため、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入る前に、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

一番最初に次第、資料といたしまして、資料1、「令和4年度消費生活関連施策推進状況等に関する年次報告」の概要と本編でございます。続きまして、資料2、北海道消費生活条例の見直し検討について、資料3、道内における若年者向け講座実績一覧の三つとなっております。

落丁はございませんでしょうか。

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。

鈴木会長、よろしくお願いいたします。

3. 議 事（報告）

○鈴木会長 皆様、おはようございます。

会長を務めさせていただいております鈴木賢治と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、お手元の次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

なお、本日の審議会の終了時刻は12時を予定しておりますので、ご協力いただければと思います。

次第の3、議事（報告）の（1）令和4年度消費生活関連施策推進状況等に関する年次報告です。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（松井係長） それでは、令和4年度消費生活関連施策推進状況等に関する年次報告書を取りまとめましたので、お手元にお配りした資料1により、本日は概要と指標の項目別の推進状況についてご報告いたします。

なお、お手元には報告書本文もお配りしておりますので、後ほどご参照ください。

初めに、第1、消費者被害の救済についてですが、道では、道立消費生活センターに有資格相談員11名を配置し、表にありますとおり、8,607件の消費者からの苦情相談等に対応しました。

前年度からは、184件減少しています。

主な相談内容は、横長の表に記載のとおり、商品については、通信販売による化粧品の購入トラブルを含む保健衛生品に関する相談が945件と最も多く、前年度と比べて269件増加しています。次いで、通信販売による健康食品などの食料品に関する相談が710件です。

役務については、出会い系サイトの契約トラブルを含む教養・娯楽サービスに関する相談が前年度と比べると横ばいでしたが、769件と最も多い状況です。次いで、賃貸住宅退去時の修繕費などのトラブルを含むレンタル・リース・賃借に関する相談が690件、インターネット通信サービスの契約トラブルを含む運輸・通信サービスに関する相談が648件と、前年度からは減少しておりますが、依然として上位を占めています。

相談処理に当たっての取組としては、商品テストを137件実施したほか、北海道消費者苦情処理委員会における意見交換や、適格消費者団体との情報交換を実施しておりますが、令和4年度は苦情処理委員会の付託案件はありませんでした。

なお、商品テストとしては、ウスターソース類の食塩相当量の試買テストなどを実施しています。

また、多重債務対策の取組として、貸金業相談員等により、52件の相談に対応しています。

市町村消費生活相談処理に対する支援につきましては、道立消費生活センターにおいて、市町村からの照会等に対する助言のほか、各種研修の開催による人材育成等に取り組んでおります。

次に、第2、消費者教育の推進につきましては、表にありますとおり、様々な年齢層を対象にセミナーを開催し、若年者向けには学校訪問による講座を48回開催、2,000人以上にご参加いただいております。

また、ホームページやツイッターなどのSNSを活用した消費生活に関する情報提供や、啓発資材の作成、配付に取り組むなど、若年者から高齢者まで幅広い年齢層を意識した普及啓発を行いました。

第3の見守りネットワークの推進と消費者団体との連携に関しては、消費者安全確保地域協議会での情報共有のほか、消費者被害の未然防止に向け、被害情報の伝達などを行う地域消費者被害防止ネットワークの設立を市町村等に働きかけました。

なお、令和4年度での新規設立はありませんでしたが、令和5年度に入り、一つの地域が新たに設立しています。

消費者団体との連携につきましては、四つの振興局で消費生活地域協議会を開催し、消費者意見を聴取するなどの取組を行ったほか、消費者の自主的な活動を推進するため、北海道消費者協会が実施する消費生活リーダー養成講座などの事業に対する助成や後援を行いました。

次に、第4、公正な消費者取引の確保に関し、表示の適正化の推進につきましては、食品表示法に基づく指導を58件、景品表示法に基づく指導7件行ったほか、食品表示セミ

ナーを6か所で開催するなどの取組を行いました。

また、不当な取引方法の規制、消費者取引適正化につきましては、条例に基づく勧告、事業者名等の公表を1件、行政指導を27件行うなど、取引の適正化に努めております。

第5の消費者安全・安心の確保につきましては、メーリングリスト等により消費者事故などに関する情報を関係機関で共有するとともに、各地に配置した消費生活モニターにより、生活関連商品の価格動向等の調査を毎月行い、その結果をホームページ等で公表しています。

最後に、第6の消費生活施策の総合調整になりますが、北海道消費生活審議会において、消費生活関連施策の推進状況のほか、道内の消費生活相談状況や行政措置の状況などについてご審議いただいております。

続きまして、指標項目別推進状況について、お配りしております報告書本文の18ページをお開きください。

この場では、令和4年度の特徴となる項目を選んでご説明いたします。

なお、調査中となっていますのは、市町村の状況を取りまとめ中ですので、ご了承くださいと思います。

1の指標項目ですが、第3次北海道消費生活基本計画では、計画の推進管理において成果を検証するために22項目の目標値を設定しています。

そして、20ページ以降には、参考項目として、目標値を設定するものではないものの、状況把握のために参考とする項目を設定しております。

それでは、18ページに戻っていただきまして、施策1の消費者被害の救済に関する指標についてですが、(1)の「消費者ホットライン188」を知っていると答えた消費者の割合は46.9%で、目標値に達成していないものの、着実に増加しており、前年度からは12.1%増加しています。

また、(2)の消費生活相談員資格保有率は35.4%で、前年度から1.6%増加しておりますが、目標値とは乖離している状況にあります。引き続き、資格取得に向けた研修などの取組を行う必要があります。

施策2の消費者教育の推進に関する指標につきまして、(1)の関係機関と連携した消費者教育実施学校割合は65.2%、前年度から10.3%増加し、目標達成に向けて順調に推移しております。

なお、令和4年度の新学習指導要領において、若年者の消費者被害の防止救済のためにも、消費生活に関わる内容について、より一層の指導の充実を図ることが必要であると示され、積極的な取組が推進されたものと伺っております。

それでは、次のページをご覧ください。

(3)の「エンカル消費」の言葉及び内容を知っていると回答した消費者の割合は33.2%で、目標値に達成していないものの、確実に増加しており、前年度から18.4%増加しております。

現在、道立消費生活センターで展示を行うなど、普及啓発に取り組んでおりますが、取組を継続する必要があります。

施策3の見守りネットワークの推進と消費者団体との連携に関する指標につきまして、(1)の地域消費者被害防止ネットワーク活動休止組織数は7件となっており、少しずつ減少しておりますが、目標達成に向けて引き続き休止組織を減らす取組を行ってまいります。

なお、施策4につきましては、参考項目になっております。

続いて、施策5の消費者の安全・安心の確保に関する指標につきまして、(2)の食品衛生監視指導計画に基づく立入検査実績率は、コロナ禍を過ぎて、令和3年度の66%から166%と大きく増加しております。

指標項目については、以上となります。

それでは、次のページをご覧ください。

2の参考項目について、令和4年度の特徴をご報告いたします。

施策1の消費者被害の救済に関しまして、(1)の道立消費生活センターで受け付けた消費生活相談件数は8,607件で、令和3年度から若干減少しておりますが、うち契約当事者29歳以下の消費生活相談件数は1,031件で、増加傾向にあります。

相談内容としては、通信販売の定期購入やインターネットゲームなどに関する相談が増加していることから、コロナ禍において巣籠もり消費の増加を背景としたインターネット取引の拡大などが増加の一因と考えられます。

次のページをご覧ください。

一番上の消費生活相談員資格試験対策講座受講者数は24人で、前年度と同様に、なるべく参加しやすいよう土・日に開催しておりますが、前年度からは減少しております。

施策2の消費者教育の推進に関しまして、(1)の道教育委員会が実施する消費者教育に係る講座等の参加教員数は60名で、前年度から増加しておりますが、道が実施しております教員向け講座「消費者教育サポートセミナー」の受講者数は36名と減少している状況にあります。

消費者被害防止ネットワーク促進セミナーの実績は、参加人数が124名で、前年度から大幅に増加しております。

これは、ネットワーク関係団体の代表者は高齢者であるケースが多く、コロナ禍を明けて対面式の講座にも参加しやすくなったものと考えられます。

それでは、次のページをご覧ください。

(2)のくらしの教室等利用者数は1,969人で、平成30年度と比べると大幅に減少しております。

これは、見学数が減少したためで、コロナ禍により特に複数人が参加する団体での見学会や勉強会等が減少したことが一つの要因と考えられますが、前年度から比べますと回復傾向にあります。

施策3の消費者教育の推進に関しては、特に目立った変化はありませんでした。

また、施策4の公正な消費者取引の確保に関しては、今年3月の審議会においてご報告しておりますので、令和5年度、本年度の状況は、次回の審議会においてご報告いたします。

施策5の消費者の安全・安心の確保に関しては、消費生活相談や通報を受けてから措置する、あるいは、対応するといった項目が多いことから、年度による際立った特徴はありませんでした。

以上、指標項目別施策の推進状況についてご説明申し上げます。

年次報告書のご説明は、以上となります。

○鈴木会長 ただいま、資料1に基づきご説明をいただきました。

それでは、委員の皆様方でご質問等がございましたら手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○緒方委員 今回から初めて参加いたしますコープさっぽろの緒方と申します。どうぞよろしく願いいたします。

報告ありがとうございます。いろいろな取組をされていることが数値をもって分かりまして、大変勉強になりました。

その中で、幾つか質問がございます。私の立場は生活協同組合ということで、生活消費者の団体の代表という立場からお伺いいたします。

まず、一番最初に、冒頭の年次報告の概要の第1、消費者被害の救済に関して、全体的には減ったということですが、私がまだほかの資料を熟読していなかったら申し訳ないのですが、これは北海道の中でも地域差、年齢差があるのかをお伺いしたいと思います。

例えば、対策を打っていくためにほかを見ていると、全体的に縮退傾向にあるような、例えば、エシカルに関してもそうですけれども、教育をしても全体的にマンパワー不足や、やっていくのに大変であるという前提があるのかなという前提でいくと、こういう地域や年齢、つまり、対策のためにフォーカスしているのかをお伺いしたいと思います。

あとは、先ほど、第2の消費者の教育の推進についてもご報告いただきましたけれども、実施において、やったという事実は分かりました。ただ、それに対しての課題と成果がどのような感じになるのか、これは勉強のためにお伺いしたいと思います。

私たちも、ふだん、学習会や消費に関する関係については結構やっているのですが、一方で、各団体で高齢化しているという話も聞いております。ですから、その辺りをどのように推進されているのかをお伺いしたいと思います。

北海道の8,607件というのは、例えば、国の中で都道府県全体で比べてどうなのかが知りたいのです。多分、同じような悩みを全国で持っている前提だけでも、この辺の消費被害が少ない、多いというところで、もし少ない地域があるのであれば、その対策を連携して学ぶことも一つあると思ひまして、そのようなことをお考えかどうか、お伺いし

たいと思います。

○事務局（松井係長） 年代別の相談状況につきましては、契約当事者の年代別相談状況として、70歳以上が18.2%と最も多いのですけれども、特に目立ってこの年代が多いという状況ではないと思っております。

地域差については、まず、市町村の相談窓口があり、そちらへの相談が大体7割となっておりますので、そちらに相談するケースが多いと考えております。道立消費生活センターに相談に来る件数としては、まちまちな状況でありまして、市町村で対応できなかったものがたまたまセンターに相談が来るという状況があらうかと思っております。

○事務局（由水課長補佐） 教育の成果でございますが、私ども北海道は、後で出てきますけれども、若年者向けの消費者教育など、様々な教育を実施しております。その人数等は、今日は出せませんが、把握しております。そういうところで、受講されている皆さんに対して一定の成果を得ているものと思っております。

推進につきましても、引き続き普及啓発、消費者教育を行っていきまして、継続していきたいと思っております。

○事務局（石動課長） 消費者教育の成果につきましては、これをやったから子どもたちが悪質なものに引っかからなくなったとはなかなか即答できませんし、我々が発信しているものをどれだけ見ていただけるかは分かりませんが、目に触れる機会を増やすことになると思っております。具体的に何がどのくらい変わったかというのは把握できておりません。

それから、他府県と比べて多いか少ないかは、今の段階では分かりません。都道府県ごとに人口も違いますし、いろいろ状況があると思っておりますので、申し訳ございませんが、他府県との比較はしておりません。

○緒方委員 先ほど、他府県と言ったのは、当然、人口は違うのですが、本当に全体的にばらばらやるよりは、もしかしたら好事例があったらと興味の中で思いました。

教育に関しても、当然、成果が分からないといえど、例えば、先ほどおっしゃった若年層のECサイトでの化粧品の購入、インターネットのゲームでいくと、多分、ウェブ上での啓発が非常に大事になってくると思っております。そういうことでいくと、例えば、ウェブのいいところはPV数やタグを入れれば後追いできます。ですから、逆に、消費者にリーチしやすくなるというメリットもあるので、その辺りで啓発をしていくという施策があったらいいのかなと思いました。

○事務局（石動課長） どうもありがとうございます。

○鈴木会長 ほかの委員の皆様、ご意見、ご質問、何でも構いませんので、何かあれば挙手をいただければと思います。

○渡邊委員 私は高校の教員をしておりますし、先ほど緒方委員からご質問もありましたので、教育のことについて少し補足させていただきたいと思っております。

もちろん、こちらの環境生活部がおやりになっている消費者教育もあるのですけれども、

先ほど、説明の中でありましたとおり、学習指導要領の中で消費者教育を行うことが盛り込まれております。特に、家庭科の中で、子どもたちが契約年齢に達する18歳、つまり、高校3年生になる以前の高校1年生、2年生の段階で消費者教育をしっかりとやりなさいとなっております。ですから、教科書にも盛り込まれておりますし、これは本校の家庭科の教員から借りてきたのですけれども、北海道立消費生活センターでおつくりいただいている啓発資料がすごく分かりやすく、コンパクトにまとめられているということで、授業の中でも十二分に活用させていただいているという話がありました。

それから、私が気になったのは、施策2の消費者教育の推進の教員に対する講座の開催の中で、道教委が主催するものと道が主催するものがある、道教委が主催するものについては、道立高校ですので道教委から通知の形で下りてきているのですが、道が主催のものはどういう形で下りてきているのか、道教委を通して下りてきているのであれば、学校からの参加がもう少しあるのかなと思いました。せっかくやられていることですから、もう少し参加人数を多くするための工夫ができないかと思ったところです。

○事務局（由水課長補佐） ご質問の内容でございますが、道が実施している学校の教員向けの研修につきましては、学校訪問講座と一緒にやっております。当方は、道の消費者協会に委託して、消費生活センターから学校にお話が行っていると認識しております。

○渡邊委員 公募ではなくて個別にですか。

○事務局（石動課長） 幾つかコースがあって、このテーマでやっていただきたいという申込みをしていただいてやっております。

○鈴木会長 ほかの委員の方からはございませんか。

○岩野委員 公募委員の岩野です。

仕事は、札幌市の消費者センターの相談員と全相協に所属して活動している背景がございます。

最初に、緒方委員から指摘があって、それに対して、道の方から相談に至った契約当事者のパーセンテージ、例えば、70代は18.2%という話がありましたけれども、消費者庁が出している消費者白書でも、各年代で満遍なく契約当事者であるというデータは出ているので、おおよその傾向は合っているのだらうと思います。

さっきおっしゃられた数字ですが、例えば、道のホームページの統計のどれで確認できるのか、そういうものがあったら教えてくださいというのが一つです。

あとは、単純に関心があるのですが、専門領域ではないので、これはどうなのかなと思ったのは、19ページの施策5の食品の安全性の確保で、立入検査が物すごくぐっと上がっているように感じるのですが、この要因が何かお分かりであれば教えていただきたいと思います。

○事務局（松井係長） 年代別の割合ですけれども、そのほかの情報につきましても、道立消費生活センターで消費生活相談報告書を毎年取りまとめておりまして、センターのホームページからダウンロードすることができますので、そちらをご参照ください。

○鈴木会長 もう一点は、19ページの(2)の166%になっている理由は何かあるのでしょうかというご質問です。

○事務局(林課長補佐) これは道立保健所の立入検査の数字で、今、この理由についての情報は手元にないのですが、一つ想定されるのは、コロナ禍で保健所がなかなか動けなかった時期があり、ある程度、コロナ禍のめどが立ち、保健所が従来どおり衛生対応にも動けるようになったということが、衛生サイドと日常的に情報交換している中で考えられます。

○鈴木会長 ほかの委員から何かございませんか。

○長島委員 北海道消費者協会の会長をしております長島と申します。今、皆さんからいろいろご質問のありました、ここのセンターの所長です。

昨年度も成人年齢が下がったという部分で、若者にといいこともちょうど話題になりまして、昨年度話したと重なりますけれども、緒方委員は初めていらしたので、お話しいたします。

私ども消費者協会は、道の消費者協会のほかに、全道に64の協会がございまして、その状況に合わせてながら消費者教育を進めております。それで、今、渡邊委員がお見せになったようなここで作った資料を生かしまして、子どもたちのところに消費者教育で話に行っております。

私のまちは北広島市ですけれども、大学がありまして、やはり入学したばかりの子どもたちに話をしてくれということで私どもの協会に相談が来まして、昨年度も行きましたけれども、今年は入学した当日なり次の日にもうすぐ来てくれということで、1年生を対象にお話に行きました。

新しいところでは、北広島高校というところがありまして、皆さん、そこはすごく勉強ばかりするところだと思っていると思いますけれども、文武両道で本当に一生懸命頑張っているところで、珍しいと思ったのですが、そこの先生からも依頼が来しました。進路が大体決まった高校3年生が、これから先、学校に行く人もいれば、就職する人もいれば、地方に行く方もいっぱいいるので、お話をしてほしいということで、そういうところにお話に行きました。そして、学校の先生が生徒全員からアンケートを取りましたら、こんなに契約があることを知らなかった、本当にこれから役立てたいということで、本当にすごく成果が上がった生徒の気持ちをいただきましたので、そういうことはすごく大事だと思っております。

ですから、ここの数字には上がらないのですけれども、全道の消費者センターはそれぞれ頑張って消費者教育を推進しております。これ以外にも、エコ講座、エコクッキングなどのいろいろな分野で、小学校、中学校、高校に地域の事情に合った消費者教育を進めていますので、そういうことを皆さんの認識の中に入れていただければありがたいと思います。

それと、こちらの相談も、道協会もメールで相談を受けるなど、今の時代に合った相談

の受け方もしています。ウェブで相談というのは難しいですし、夜中に相談員がいるわけではありませんけれども、来たメールを次の日の朝に処理しております。今の時代はメールとおっしゃいますけれども、メールの中に全部の相談を書かれていないので、それだけで理解するのはなかなか難しいのです。ですから、やはり相談員としては、1回目はメールで受けたとしても、相手の方にお電話をしてどういう内容かをきちんと聞かないと、その方の真意が分からない部分が結構あります。道立の相談員、各市町村でやっている相談員の皆さんも、全部話す方と話さない方といろいろな方がいますので、そういう方のお気持ちもきちんと聞くように努力して一生懸命頑張っている状況でございます。

○鈴木会長 ほかの委員の皆様、何かございますか。

○岩淵委員 21ページの数字に関して確認したいことがございます。一番上にある消費生活相談員資格試験対策講座受講者数の数値は24なのですが、下で再掲となっている同受講者数は34になっています。再掲という表記からして、一番上のものがまた載っているのだと思うのですが、いずれが正しい数字なのでしょうか。

○事務局（由水課長補佐） 再掲のほうは転記ミスをしておりまして、24が正当でございます。申し訳ございませんでした。

○鈴木会長 21ページの一番下のところは、34ではなくて24ということによろしいでしょうか。

○事務局（由水課長補佐） はい。

○鈴木会長 それでは、各自訂正をお願いいたします。

ほかの委員から何かございませんか。

それでは、私から1点お聞きしたいと思います。

なかなか結論が出ないと思うので、感想で構わないのですけれども、先ほど、20ページの施策1の(1)の上から3段目、29歳以下の消費生活相談件数が938件から、令和4年度は1,031件ということで、10%程度増加しているとご報告をいただいております。なかなか難しいと思うのですが、単純に被害件数が増えて、それが相談件数増につながったと見ることもできますし、広報活動によって29歳以下の方に相談窓口が認知されて相談にアクセスしやすくなって相談件数が増えたという見方もできますし、両方あるのかなとも思うのですが、もし事務局でお考えがあれば、感想や意見でも構いませんので、一言いただければと思います。

○事務局（石動課長） 今、お話がございましたとおり、正直申し上げまして、単純に被害件数が増えたということ、逆に、相談窓口の周知によって相談する環境が整いつつあると、両方が言えるかと思えます。

相談窓口が周知されて数字が増えたということであるほうがいいと思いますけれども、今回の29歳以下と20歳未満の件数を並べて出していますが、一番懸念されていた18歳、19歳ではあまり増えていなかったこともございまして、相談件数の多寡は分からないと申しますか、なかなか判断が難しいところとっております。

○鈴木会長 ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○鈴木会長 それでは、次に移りたいと思います。

続きまして、(2)北海道消費生活条例の見直し検討について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(由水課長補佐) それでは、資料2に基づきまして、北海道消費生活条例の見直し検討についてご報告させていただきます。

まず、趣旨、実施の理由でございますが、道では、過去に見直しが行われていない条例などがあったことから、その必要性や効果を検証するために、平成21年4月1日から起算しまして5年を経過するごとに、社会情勢の変化等を勘案しまして、見直しの必要性など、検討を行うこととしております。

なお、見直しの時期が令和6年4月となっておりますが、今後、消費生活に関する施策の基本方針や、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める第3次北海道消費生活基本計画が令和6年度、来年度までとなっております。今後、この基本計画のご議論を進める必要がございます。ですから、この条例を基にしまして、次回の審議会におきまして、次期計画の策定について諮問を予定しておりますので、今回、半年前ではございますが、早めにご報告をさせていただいているところでございます。

まずは、条例の目的についてご説明をさせていただきます。

条例の目的でございますが、道民の消費生活の安定及び向上のため、施策に関わる基本部分と規制部分に分かれております。

その構成でございますが、基本部分としまして、基本理念、基本計画などの総則、被害者の救済、消費者への情報提供のほか、本審議会等が記載されているところでございます。

規制部分につきましては、規格や表示の適正化、不当な取引方法の禁止などがございます。

条例の改正の経過については、3でございまして、特定商取引法や消費者安全法の改正などにおきまして、条例の改正を実施しているところでございます。

続きまして、2ページに移りまして、4の見直しの検討に当たっての視点でございますが、視点は2点ございます。

1点目は、新たに成立、改正されました法令と条例の整合性、2点目は、社会経済情勢の変化といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って増加した背景になったインターネット取引等、成年年齢の引下げに関する事項につきまして、現行条例による対応状況を勘案して検討しております。

それでは、検討状況をご説明したいと思います。

まず、(1)としまして、法令改正に関する条例の対応を記載しております。

①といたしまして、令和3年6月の特定商取引法、特商法の改正でございます。改正の内容につきましては、クーリングオフの通知を書面のほか、電子メールなどの電磁的方法

が可能になったもので、これは既に道の消費生活条例の施行規則を改正して対応しているところでございます。

では、7ページをご覧ください。

こちらには、参考といたしまして、法改正に対する条例施行規則の条例の条文を抜粋しておりますので、併せてご覧ください。

この参考資料の構成をご説明させていただきます。

枠外の本文に記載している法律名は、何々法関係と記載しております。例えば、(1)の①は、特定商取引法関係などが書いております。

次に、枠内一番上の括弧書きの部分は、法律に関わる見出しの事項と条項、何々条何項という条項を記載しております。

その下にありますが、本文にも記載している条例施行規則の別表を載せてございます。

参考まででございますが、施行規則の下段に該当する条例を記載しておりますので、併せてご覧ください。

それでは、本特商法に関する事項についてご説明をさせていただきます。

7ページの(1)の①特商法関係欄をご覧ください。

特定商取引法の第9条第1項の訪問販売における契約の申込みの撤回等でございますが、該当施行規則は、別表の8の(2)となっております。その(2)の2行目の「若しくは電磁的記録により」と記載しております。

参考でございますが、条例は第16条第1項第8号に該当するということになっております。

続きまして、②でございますが、2ページに戻っていただきまして、旧統一教会の問題が発生したことによりまして、令和4年12月に成立いたしました法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律、通称、不当寄附勧誘防止法でございますが、法令の内容については、法人等による不当な寄附の勧誘の禁止や罰則の規定や取消権が規定されております。

契約による寄附の禁止行為は、現行条例で規定されております。また、不当な勧誘による寄附は契約によって行われることが多いことから、契約ではない寄附の扱いにつきましては、消費者庁や他府県の状況を注視することとしております。

では、条例施行規則を具体的に見ますと、7ページをご覧ください。

不当寄附勧誘防止法では、第4条に寄附の勧誘に関する禁止行為として6項目を規定しております。

法の第4条第1号は、不退去となっております。これは規則別表4の(8)に「当該住居等から退去せず」と記載されており、この条文を適用しております。

法の2号といたしまして、退去妨害となっております。こちらは、別表4(9)として「退去を妨げる」と記載しているところでございます。

続きまして、3号でございますが、勧誘することを告げず、退去困難な場所へ同行でご

ざいます。勧誘することを告げずの部分につきましては、規則別表1(1)に、「契約の勧誘の意図を明らかにせず」と記載し、退去困難な場所へ同行につきましては、別表4(9)に「退去を妨げる」と記載しており、本条文が該当しているところでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

法4号の威迫する言動を交え相談の連絡を妨害についてでございますが、前段の威迫する言動を交えの部分につきましては、別表4(1)の「威迫して困惑させる言動等を用いて」となり、後段の相談の連絡を妨害につきましては、別表4(10)に「関係人に相談する機会を与えず」と記載して対応しております。

法第5号、恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知につきましては、別表4(4)が対応しております。

最後の法6号、靈感等による知見を用いた告知につきましては、別表4(2)が対応しているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、③及び④につきましては、消費者契約法の改正でありまして、令和4年5月改正分については、合理的な判断ができない事情を不当に利用した場合の取消権の追加、また、賠償責任を困難にする不明確な一部免責条項は無効になりました。

追加分につきましては、そちらの資料の括弧内にあります①勧誘することを告げずに、退去困難な場所へ同行し勧誘すること及び②の威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害することが新設されているところでございます。

③につきましては、「目的物の現状を変更し」が追加されているところでございます。

また、④の12月の改正では、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権について、被害救済のための要件が明確かつ具体的に規定されております。

括弧に記載しております①につきましては、「又はその親族」という文言が追加され、②につきましては、「現在生じ」が追加されております。

③につきましては、「そのような不安を抱いていることに乗じて」が追加をされているところでございます。

消費者契約法関係につきましては、現行条例で規定されているところでございます。

では、当該条文を見ますと、8ページをご覧ください。

③の消費者契約法第4条第3項第3号では、勧誘することを告げず退去困難な場所へ同行でございますが、これは先ほど不当寄附勧誘防止法でご説明をいたしました別表1(1)及び別表4(9)が該当いたします。

9ページになります。

威迫する言動を交え相談の連絡を妨害につきましては、こちらも先ほどお話をさせていただきましたが、別表4の(1)及び(10)が該当条文となっております。

④の12月改正部分につきましては、靈感等による告知を用いた勧誘についても、不当寄附勧誘防止法でご説明しました別表4の(2)が該当いたします。

続いて、4ページに戻っていただきまして、(2)社会情勢の変化に関する条例の対応でございますが、まず、成年年齢の引下げでございます。

成年年齢の引下げにつきましては、平成31年の条例見直しのときにも本審議会でご審議をいただき、条例の変更等に及ぶものではないということでありました。令和4年4月、実際に成年年齢の引下げが施行されました後でも、条例の変更には及ぶものではございません。

なお、18歳、19歳の実際の相談件数を見ますと、表にありますとおり改正前までの相談件数は、令和3年度98件に対しまして、改正後、令和4年度は88件と、現状におきましても相談件数に目立った変化はございませんでした。

引き続き、被害防止のため、条例、計画に基づきまして、消費者教育を進めていきたいと思っております。

続きまして、5ページ、「新しい生活様式」に基づいた消費行動の拡大についてでございますが、令和2年度新型コロナウイルス感染症により巣籠もり消費の増加等を背景として、コロナ禍前に比べて通信販売に関する相談が増加しております。令和元年度には6,411件で、コロナ禍では9,000件弱となっております。

通信販売に関する相談件数が令和4年度において3,597件となっております。令和元年度に比べて1.6倍、相談件数に占める割合も41.8%と高い比率になってございます。

近年、化粧品や健康食品等のインターネット通販における定期購入に関する相談が増加しております。条例の対応といたしましては、条例の規定、不当な取引の禁止などにおいて、インターネット通信販売画面における定期購入であることを隠した表示を行う行為などは条例施行規則に該当しているところでございます。

なお、条例による規制はございますけれども、相談件数の増加が見られるというところから、引き続き、消費者の特性に応じた消費者教育や新たな取引トラブル等、最新情報の提供や啓発などを進めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、6の現行条例の見直しについてでございます。

関係法令と条例の内容との整合性や社会経済情勢の変化を検討の視点として、現行条例の見直しの必要性について検討を進めた結果、現時点での改正は要しないものと考えております。

事務局からは、以上でございます。

○鈴木会長 ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様からご質問等はございませんか。

○岩淵委員 まず、1点確認させていただきたいと思えます。

2ページから3ページにかけては、法律の改正に合わせて、条例やその施行規則の内容を変更するかどうかを検討されているのだと思えます。その変更の際の方針としては、消費者契約法等の内容・文言と、条例あるいは施行規則別表のそれらを、なるべく1対1と

どうか、同じようなものにすることが望ましいという考え方がとられているのでしょうか。それとも、そうではなくて、解釈等で対応できるのであれば、消費者契約法等の改正にあわせて条例等の文言はあまり変更しないこともあるという考え方がとられているのでしょうか。この点についてお聞きしてもよろしいですか。

あわせて、なるべく1対1に対応するというのであれば、3ページの③のあたりでお聞きしたいことがあります。ひとまず、以上の点についてご回答をお願いいたします。
○事務局（谷内課長補佐） 取引適正化係の課長補佐しております谷内と申します。特商法と消費生活条例を担当しております。

先ほどの岩淵委員のご質問の件でございますが、過去からも法律の改正をしたときには、それに関連して条例でも補完できるように追加なり広げて解釈をつくってきたところがございます。

今回、特商法の改正については、施行規則の改正でしたけれども、見直さなければいけないところは改正し、現行の条文で読み取れるところについてはそれで対処していきます。

あとは、逐条解説をつくっておりますので、その中で具体的な事例が出てきたら、そこに適用して追加して入れていくという見直しを、過去、平成30年の改正のときにも行わせていただいております。

これにつきましては、今後も法改正なり状況の動きがありましたら、審議会の委員の先生たちに諮りながら中身の見直し、ブラッシュアップをかけていきたいと考えております。
○岩淵委員 大体理解できたのですけれども、もう1つ質問させていただきたいと思えます。それは、③の消費者契約法の令和4年5月改正への対応についてです。とりわけ、①と③に該当すると資料の9ページ辺りに書かれている別表の文言は、消費者契約法のそれと少し異なるのかなと思っております。たとえば、③の契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にすることというのは、消費者契約法の第4条第3項第9号に関連することだと思うのですが、これについては別表で対応するのは(11)とされています。しかしながら、その箇所では、原状回復云々や目的物の現状を変更しというのは文言としては出てきておりません。恐らく、解釈で対応するというお考えなのかもしれないのですが、消費者契約法と別表の文言等は違うものではないかとの印象を持ちました。

他方で、今、ご説明いただきましたように、リストのようなものがまた別にあって、そこに書き加える形でこれまで対応してきているということであれば、理解はできますが、いずれにしても気になった点なので、質問させていただきました。

○事務局（谷内課長補佐） 条文上では読み取れないところがどうしても出てきてしまうのですが、逐条解説の中で、具体的な事例について、こういった定義はこれに当てはまるよということで、全てそこで読み取れるようなものになっております。そういったものについては、改正はしないで、現行の規則別表を活用しながら指導を行っている状況です。

例えば、今、例示で言われたところで言いますと、契約前に目的物の現状を変更し、原状回復が著しく困難につきましては、別表4（11）にございます一方的な商品の送付、

商品等の供給等による勧誘については、趣旨のところの説明しているのですが、消費者が依頼、承諾しないにもかかわらず、商品の取り付け、修繕等を一方的に行うことにより、消費者の拒絶を困難な状態で契約する、誘導することは駄目ですよということを解説しております。

具体的な事例でいきましたら、さお竹の販売があることを告げて、呼び止められたら、値段も告げずに勝手にさお竹を切断して設置し、幾ら下さいと一方的に請求したと。値段を聞いていない、そんな値段なら買わないと言うと、もうつくってしまったのだからと強引に支払わせるような行為も駄目ですよということで、事例の中ではうたっております。

言葉の部分で語句が合わないところがあるのかもしれないのですが、解説の中で詳しく書かれておりますので、そこで解釈として読んで、そういった事業者があれば、それを当てて指導していく形になります。

○岩淵委員 さお竹の例は、別表4(11)、第16条第1項第4号(11)によく当てはまると思うのですが、いずれにしても、ご説明いただいたようなものを逐条解説に付け加えられていくということかと思えます。私からは以上で大丈夫です。

○鈴木会長 ほかの委員の皆様、ございませんか。

○長島委員 私ども道の消費者協会といたしまして、2年前ですが、特定商取引法・預託法の早期改正ということで、国にもいろいろ要望し、ネガティブオプションがなくなるなど、よかったなと思っております。

今回、特定商取引法平成28年改正における5年後の見直し規定に基づく抜本改正を求める意見書の採択運動を全道で展開し、地方の議会では採択されているのですが、道議会では審議に至りませんでした。全国的にはいろいろな議会で通していただいて、国に意見書を出しているのですが、道議会では通っていないです。大切な中身でしたので、弁護士の団体などと協力しております。

我々がこういうものを出していることについて、議会の仕組みは分かりませんが、議会に出なかったら何が出ているかは分からないのでしょうか。

○事務局(石動課長) 議会に対しこういう要請をしますというご連絡はいただいておりますし、要請の際にも当課の職員が立ち会っておりますので、お話は伺っております。

○長島委員 いろいろな理由があるのでしょうかけれども、私としては、議会の中で議論して駄目となるかなと思っていたのですが、議論する前に門前払いになるのでしょうか。

皆さんにも、こんなことがあったのかと頭に入れておいていただきたいと思えます。

○事務局(石動課長) 議会の中にも担当する委員会が分かれておまして、消費生活の関係ですと環境生活委員会というところの所管になります。まずは、環境生活委員会に要請があったと伺っております。今回は、その委員会の中で議論がなされて、その段階で先に進めなかったと聞いております。

どういう理由かは私どもは分かりませんが、その委員会の中で意見が一致して議会に諮るのか、それとも、これは今回は受けられないという判断をされるのかという状況

ですので、いきなり議会全体の場に上げられる状況ではございません。

○長島委員 私どもの北広島市議会では、これはいいことだということで採択されましたし、全道のまちでも既に採択されている内容ですので、本当は道議会できっちり議論していただければありがたいと思っております。

5年後の見直しでは北海道は、訪問販売の事前拒否は条例ができており、進んでいていいのですけれども、全国的にこういうものを作ってもらいたいと考えております。

インターネット通販はクーリングオフが効かないので、トラブルにならないようにクーリングオフが入るといい。

マルチ商法は、今、子どもたちから被害が結構出ております。最初はマルチと分からないで勧誘され、後からお金がないと言いましたら友達を紹介しなさいなど、後出しマルチになる被害が結構あります。後出しマルチは駄目という提案などを、議会に出しましたけれども、今の段階で道議会では見送りということでございます。

○鈴木会長 ご存じない方もおられると思いますし、私も弁護士会で担当しているので、若干補足します。

もちろん、法改正は国がします。特定商取引法という法律、そのほかの法律を、法務省、消費者庁を含めて、いろいろと検討していただいて、最終的に国会で審議いただきます。

先ほど長島委員がおっしゃったとおり、平成28年改正後、規定の中で、社会情勢に照らして5年に見直すのだと書かれていて、5年たって、北海道の相談事例からもご存じのとおり、本当に一年一年いろいろな相談内容があつて、悪質商法も様々になっている状況で、法律が整っていないのではないかという意見が消費者センターを含めた団体からあつて、国会で法改正をしていただきたいという運動をしているわけです。そのための運動として、各地方自治体で、そういう法改正をしていきたいと思いますという決議をしていただくというお願いをしているところです。

ですので、当然、北海道で何か法改正ができるわけではないですし、独自に条例改正をするわけではなくて、あくまでも国に対して特定商取引法の内容について、法改正を進めてくださいということで、道議会での議決をしていただきたいという運動を協会を含めてされております。

ただ、現状、北海道ではそこが進んでいないという補足説明になります。誤解をされてしまうとややこしくなってしまうと思われましたので、簡単ではありますが、私からご説明させていただきます。

審議会の皆さんに知っていただくというのは非常に有用だと思いますので、興味のある方は、ぜひ平成28年特定商取引法、今の法改正の状況をインターネット等でお調べいただければと思います。

今回の条例改正について、ほかの委員の皆様からご意見はございませんか。

○山本会長代理 先ほどの岩淵委員のご質問に続いてですけれども、先ほどのお答で、直接、文言から読み込みづらいものも逐条解説のようなもので対応するというご説明だっ

たと思います。恐らく、そういう形でずっとやられているということであれば問題ないのだらうと思うのですけれども、私は行政法は全く素人なもので勉強させていただきたいと思います。

この条例に基づいて、業者に対して指導することもあるかと思うのですが、そういうときに、その逐条解説で書いているからということ根拠として大丈夫でしょうか。条文から読み込めないけれども、逐条解説があるという程度で大丈夫かというのを教えていただければと思います。

○事務局（谷内課長補佐） 事業者に対する指導の関係でございますが、事業所に当たりますとは、特定商取引法、それから、補完部分として条例ということで、この両輪を使って指導して行政措置処分なり通常の文書指導をやっております。

あとは、事業者の説明するときは、各項目、法律だったら第何条の再勧誘の禁止、駄目だよ、条例だったら、不当な取引はこういう決めがあるからやってくださいなど、あくまでも逐条解説の説明はしませんけれども、相談事例に沿って法律なり条例の違反に触れる疑いがあるので、その辺の見解を取った上で、納得していただいた部分については指導していく形になります。

だから、逐条解説に載っていて、個の解釈だからという言い方はせず、実際に相談のあった事例が違反に当たるのだよという投げかけなり事情聴取をしながらやっているというのが実情でございます。

○鈴木会長 ほかにございませんか。

○緒方委員 先ほど鈴木会長がおっしゃったのは国の特商法で、今日、お話しされているのは北海道の条例の改正ですよ。だから、今回、基本的に国のものに基づいて、整合性の下に道として条例を変更しますとおっしゃったということで合っていますか。

○鈴木会長 そうですね。今回のご説明は、もう既に法改正された部分について、法改正の内容を条例の文言等に反映させるべきかどうかということです。ざっくり言ってしまえば、包括的な部分や解釈上で十分対応できるというのが事務局側というか、道側の考えですので、見直しは必要ないというのが現状の答えです。

○緒方委員 自分自身がついていけなくなったような気がしたので、お伺いしました。

ありがとうございます。

○鈴木会長 ほかにございませんか。

○番井委員 消費者支援ネット北海道の番井でございます。

今の流れから、私なりのご意見一つと確認が一つあります。

条例と法令との差というか、バランスの中で、北海道の条例の中には法令よりも消費者により有利なものもたくさんあります。それは、例えば、訪問販売お断りステッカーであったり、今回の改正でいえば、消費者契約法の改正で不安要件というものがあつたのですけれども、条例の中では、9ページの一番下のところに記載があるのですが、例えば、靈感商法の勧誘の際に不安にさせるだけではなくて情に訴えたり、もしくは、アップーな気

持ちにさせて幸せになれるのだよという不当な勧誘も含まれるような形で、正常な判断ができない状態を組み込んでいただいております。そういった条例のほうが一歩先を行っているというのは非常に有効だと思っていて、こうした条例が全国にたくさんある、だから、法律も改正してくれという議論にも発達すると思うのです。

今回の条例の見直しについても、ぜひそういった一歩先を行った改正を議論していけたらなと思っております。

これが私の意見です。

もう一つ、今の条例の改正とは若干外れるのですけれども、5ページの中ほどの表の相談件数を見ていて、再度、確認をしたいと思えます。

令和元年から令和2年に相談件数が上がったときに私が質問させていただいた記憶があるのですが、たしか、このときは札幌市の相談が減っていて、札幌市の相談の時間外になると北海道がご案内されるというご案内内容の変更によって変わったというご説明を伺ったかと思えます。

確かに、札幌市は、このときに同じぐらいの件数が下がっていたのですが、その傾向が今も続いているのでしょうか。要は、全体が上がったのではなくて、すみ分けがあったのかの確認と、そうなったときに、北海道の相談の中に札幌市民はどれぐらい割合で含まれているのかが関心事としてあります。

以上、確認と意見でした。その確認についてご回答をいただけるとありがたいです。
○事務局（由水課長補佐） 番井委員のご質問の令和元年度でございます。前回の審議会におきまして、正直に申しますと6,411件から急に8,900件弱になったものにつきましては、正式にはどのような形だったかというのは、私どもも正直分かりません。ただ、札幌市の状況を見ますと、同じぐらいの件数が令和2年度に上がっていることは事実でございます。ですので、これが正味、巣籠もり需要で上がったということにはならないと考えております。

ただし、今申し上げた中で、通信販売の比率につきましては、先ほどは41.8%と申し上げましたけれども、実際に、令和元年度につきましては、比率を計算しますと、大体31.7%ということで、約10%近く上がっております。私たちは、今回、この表に書かせていただいたとおり、通信販売における相談件数が上がっているということは間違いないと思っております。

ただ、番井委員がご指摘のとおり、令和元年から2年については、まだ分析がされていないという状況でございます。

札幌市の状況ですが、正直言って、この内訳については、今は資料を持ち合わせておりませんので、後で調べてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鈴木会長 ほかにございませんか。

○岩淵委員 先ほどの議論の際にあわせて確認すべきだったところかなと反省しているのですが、先ほどよりご説明の中で「逐条解説」という言葉が出てきていると思うのですけ

れども、それは消費者庁の出している消費者契約法に関する逐条解説とは、別のものを指しているという理解で大丈夫でしょうか。

○事務局(谷内課長補佐) 北海道消費生活条例でつくっています逐条解説でございます。

それについては、我々消費者安全課のホームページで公表しておりますので、後でご覧いただければと思います。相当細かく書き込んでおります。

○岩淵委員 載せられる範囲で結構ですので、それも資料に載せておいていただけると良いのではないかなと思いました。

○鈴木会長 ほかの委員の方、何かございませんか。

○葭内委員 先ほど、札幌市の消費者センターと道立の消費生活センターについての話が出たと思うのですが、現状、市民は、どちらの窓口にも相談することが可能になっていると思います。行政から見て、相談内容によって、こういったものについては市、こういった内容なら道というふうな何かあるのでしょうか。市民の立場に立ってみると、どちらに電話したらいいのだらうということがあると思うのですが、それはどちらに相談してもいいのだよということなのか、もしくは、行政としては何かしらの意図があって二つ窓口があると考えたほうがいいのか、その点について教えていただけますでしょうか。

○事務局(由水課長補佐) 消費者庁では、全道一律に同じサービスを提供することとなっております。お住まいのところの消費者センターでも、北海道民のための消費生活センターでも、どちらでもいいということになっております。

○葭内委員 分かりました。

資料などを持ち込んだりする場合に、近いほうをお選びいただくということをおアドバイスすることは可能ですよね。

○事務局(由水課長補佐) 一応、法的には、お住まいの市町村とはなっております。直接来る方は少ないですけれども、電話等でご相談をしましたら大変混み合っていて北海道に来たという相談者の方もいらっしゃいます。特段、拒むものではありませんし、もし札幌市消費者センターでこの案件は北海道立消費生活センターでということがあるのであれば、ご相談の上でやっていただきたいと思います。

○葭内委員 貴重な機会でお伺いできました。ありがとうございました。

○鈴木会長 ほかの委員の方からございませんか。

○渡邊委員 様々なデータの中に相談件数が出てきていますが、今、人口がどんどん減ってきている中で、相談件数だけの比較でも統計的に有意差が出ないと思うのですが、やはり人口に対して件数がどのくらい減っている、増えているというのを見ていかないと、この後、もしかしたら、人口減の中での正確な数字が見えてこないのかなという気がするのです、その辺りをご検討いただければと思います。

○事務局(石動課長) 先ほどご説明させていただきました指標の関係でも、目標値を求めるものとそうではないものがございます。件数が増えたからどうか、減ったからいいということはないと我々も思っておりますので、確かに、お話がありましたとおり、どれ

だけの人が出て、どれだけの相談がということが大事かと思えます。当面、そんなに急激な変化はないと思えますけれども、そういったことも考えながらやっていかなければならないと思えます。

○鈴木会長 ほかの委員の皆様、ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○鈴木会長 それでは、(2)は、以上で終了させていただきます。

続きまして、(3)若年者向け消費者教育について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(由水課長補佐) それでは、資料3に基づきまして、事務局からご説明いたします。

前回、令和5年3月に開催されました当審議会におきまして、若年者の消費者教育についてご意見やご議論がございましたので、本日は、事務局が知り得る消費者教育につきまして、若年者向け講座実績の取りまとめを行いましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、道の関係でございます。

事業名、学校訪問講座を一般社団法人北海道消費者協会へ、若年者向け消費者教育セミナーを特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道へ委託をしているところでございます。

事業内容につきましては、こちらの資料に書かれている内容のとおりとなっております。開催回数につきましては、学校訪問講座は48回、消費者支援ネット北海道の事業につきましては17回となっております。

対象者でございますが、消費者協会実施の事業につきましては、公立の小・中・高・大学生を対象にしております。支援ネット北海道は、私立の中・高・大学生とすみ分けをしているところでございます。

その他地方公共団体におきましては、札幌市をはじめとして、9市6町が実施しております。

事業内容としましては、成年年齢の引下げを含めました消費者トラブル関係、ローンなど、お金の話、金融リテラシーの話となっております。

自治体においては、年数回程度となっております。小・中・高・大学・専門学校など、地域に合わせて幅広い年齢層を対象としているところでございます。

次に、裏面をご覧ください。

地域の各消費者協会で開催している講座等でございますが、北広島市、旭川市の協会など、六つの教会で実施をしております。小学生から大学生まで幅広く実施されておまして、さらに数百人、数千人の実績に上っているところもございました。

次に、各団体でございますが、北海道経済産業局による高校向けの講座のほか、札幌弁護士会では、若年者トラブル、契約の基礎知識など、北海道労働者福祉協議会や北海道金融広報委員会では、マネートラブルなどの金融リテラシーなどの講座を実施しているとのことございました。

開催日等につきましては、札幌弁護士会については、照会中でございますけれども、1年を通して事業を実施しております。

また、対象者は、自治体、消費者協会と同様に、小学校から大学生と幅広く行っているようでございます。

以上、当方で取りまとめをいたしましたけれども、このほか、委員の皆様で、こんなところで消費者教育を実施しているということとところがあれば、ぜひ情報提供していただければと思っております。

事務局といたしましては、今回の取りまとめにおきまして、多くの団体が地域の状況に応じて、小・中・高など幅広い年齢層で消費者トラブル、契約関係や金融など、幅広く講座を実施されているとことを承知したところでございます。

今後、社会情勢の変化によりまして、新たなトラブルの発生も考えられると思います。当然、若年者も関係してくるでしょうし、また、若年者特有のトラブルなども新たな課題として発生することも考えられます。

本資料は、そうした課題に対応する際に、新たに若者に伝えたいことが発生した場合な度も含めて活用したいと思っております。

事務局から以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木会長 これら資料3のご説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

○緒方委員 私は、教育について知りたいと思っていましたので、このご説明をいただき、大変感謝しております。

やっている内容は本当にすばらしくて、先ほど長島委員もおっしゃっていたとおり、ニーズに合ったリアル開催をしていくのが一番いいと思いながらも、やはり冒頭にご説明をいただいた消費者の課題として、いわゆるネット環境が多いというのがどうしても個人的に引っかかっております。

例えば、皆さんがやっているものも対象者が限られるというリスクも当然ある中で、今、世の中の的にはeラーニングやS c h o o（スクー）などがよくありまして、私どもも職員研修などで両方使っています。ですから、リアルと、いわゆるネット環境で自分たちで情報を取りに行くことができるような環境の両方をつくっていくといいのではないかなという提案でございます。

私たちも実はそれを取り入れております。北海道は、やはり距離が遠いという弊害があり、例えば、稚内市でやっていただく場合に講師の方が限定されて限界があるのではないかとということも含めて、平等に情報提供となった場合には、皆さんがやっている講座を録画してユーチューブで配信していただだけでも構いませんし、それがいつでもネットで見られるような環境にしておくといいと思うのです。学校の先生も、自分たちの範囲でそれを見てからディスカッションすることができると思います。

今、DVDというコンテンツがあったと思うのですが、ネットワークの中でそれができるとなると、皆さんがよりやりやすく、そして、知るきっかけになるのではないかと

思いました。

これは、多分、リアルでやっていらっしゃるのではないかという推測のご提案ですので、既にやっていたら申し訳ございません。

○事務局（由水課長補佐） ご提案ありがとうございます。

当方は、講座のほかに、インターネットを活用しまして若年者の特設のホームページをつくったり、センターの動画を使って普及啓発を実施しているところでもあります。

また、さらに若年者の方を含めて広報活動ができるかどうかは検討していきたいと考えております。

○鈴木会長 ほかにご覧いませんか。

○岩野委員 各団体の中に、全相協の北海道支部も入れていただきたいと思います。毎年度年、数件、たしか昨年度は4件と聞いていますが、道内の高校や特別支援の学校からリクエストを受けまして実施しております。今年度は、まだ実施状況はないのですけれども、消費者庁の受託事業で学校に行ける予算は確保しているので、ヒアリングしていただければいいかなと思いました。

あとは、団体としてはNACSもあるので、あちらでこういった動きがあるのかも聞いていただければいいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（由水課長補佐） 全相協にお聞きするのを忘れておりまして、大変申し訳ございませんでした。今後、いろいろ情報提供をいただきながら付け足していきたいと思えます。

○鈴木会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○番井委員 札幌司法書士会もやっておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

あとは、こうしたものを見ていて思い当たったことがあるのですが、私も高校向けにお話をしたときに、私ともう一人、警察の方が別々に講演を行うことがあって、やってみたら割とかぶっていたことがあったのです。

今、多分、道警も特殊詐欺防止に関する啓発活動に力を入れられていて、ネットトラブルに関しては、どちらとも言えないような、例えば、投資詐欺的なものであったり、出会い系サイト、占いサイトなどは、消費者トラブルなのか、犯罪なのか、両方なのか、クロスオーバーするところもあると思うので、道警の活動とも協力しながらいろいろやっていくといいと思いました。

○事務局（由水課長補佐） 道警と接点があれば検討したいと思えます。

○鈴木会長 ほかの委員の皆様、ご覧いませんか。

○吉川委員 株式会社ニッセンレンエスコートの吉川と申します。

業界の立場から、こういう機関でもやっているということでお話をいたします。

まず、財務局の管轄の日本貸金業協会というところがありまして、これは機関誌で3か月に一遍、いろいろと啓蒙をやっています。実際に、今の表を見て、こんなにいろいろなことをやっているかと改めて知ったのですけれども、貸金業協会ではQRコードを使って

誰でもよく見られるような形でやっています。

もう一つ、立場的に、私は日本クレジット協会の理事をやっています、ここではQRコードは使っておりませんが、啓蒙活動はしております。これは経産局の管轄でやっています、いろいろと専門的なクレジット業界、貸金の関係での若年者の教育をやっていることをご報告しておきます。

○事務局（由水課長補佐） ありがとうございます。

○鈴木会長 ほかの委員の皆様、何かございませんか。

○川邊委員 消費者教育は私も大学で学生に指導していく中で、先ほど渡邊委員から高校の家庭科の先生がというお話がありましたが、家庭科の先生と子どもたちが使っている教科書には、恐らく、クーリングオフの改正が生かされていないという状況があります。教科書が採択されますと、3年間ほど同様の教科書を使います。ですから、先生がその部分の改正を知らないと、実際に教えるときに教科書に書いてあることしか教えないのです。

これは、どうしてそういうことになるかと言いますと、家庭科の専門の先生が多ければ、きちんと情報収集できるのですが、道内は免許外の先生が非常にたくさんいらっしゃいまして、家庭科の免許を持たずして、免許外の先生が中高で教えている場合もございます。その場合は、やはり教科書、指導要領等がかなり大きな情報源となりますので、そういうときに、学校現場に対して広報していただきますとありがたいと思います。

私たちが法規の改正を見ているのですけれども、先生方に周知させるのはとても難しいことがあります。これは、何より食生活の表示と消費生活の法律の改正は、学校現場ではかなり重点を置いて教えているのですが、かなり変わりやすいものでして、教えていたけれども、次の法定で変わっているということもありますので、新しい情報を提供できるすべを教育系の横のラインでもつないでいただくと大変ありがたいと学校現場の先生もよくおっしゃっています。個別に見ることはできるけれども、できれば、すぐ見られるようになっていけばいいな、教えていただけるといいなということがありましたので、1点お願いしたいと思います。

もう一つは、先ほど若年層に向けた講座や特別支援とありましたが、消費者教育推進法で、障がいをお持ちの方、もしくは、それを支援されている方への指導支援もかなりしていかなければならないと、平成28年に恐らく出ていると思います。

私どもも、話はするのですが、実際にどのような仕組みでされているのかがよく分かりません。学校現場ではというのがありますが、社会施設といえましょうか、障がいをお持ちの方、あるいは、発達障がい等で近くに保護者の方がいらっしゃる方、もしくは、見ていらっしゃる方々への指導も含めて、先ほど18歳成人引下げとありましたが、社会進出に先立って切迫している状況ではありませんが、やはり契約という点については、どのような方がなされたとしても、一度契約したものは同じような条件が課されると思います。それを支援されている方、つまり、子どもたちであれば、保護者の方も含めての指導支援はかなり大事なかなと思います。

学生、生徒になると教員で、それをしっかり見ている方たちも見て、広範囲に対象者を考えていただければいいと思って聞いておりました。

○事務局（由水課長補佐） いろいろな法律がありますがけれども、障がい者の方も消費者でございますので、その方々も含めて啓発活動していきたいと思います。

また、教師の方については研修等もありますけれども、一般市民ということで、研修に参加していただくなど、啓発を進めてまいりたいと思います。

○事務局（石動課長） 消費者教育はいろいろな分野にまたがっておりますので、それぞれのところと連携してやっていかなければいけないと思っております。

学校の現場、施設、障がいのある方たち、そういった方々を見守っている方々に対しても情報が届くことが大切かと思っております。

我々だけでは、そこはなかなか難しいところではありますので、関連するところ情報を聞きながらにはなりますが、今後、進めてまいりたいと思います。

○鈴木会長 ほかの委員の皆様、ございませんか。

○長島委員 去年も言ったのですけれども、私どもも高等養護学校から依頼がありましてお話に行きました。

普通の高校が変だというわけではないですけれども、すごく熱心に聞いてくれて、質問もいっぱい出ましたし、生徒には頑張って聞いていただきました。

○鈴木会長 ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○鈴木会長 それでは、私から何点か情報提供を含めてお話をします。

表の表面の上から二つ目の消費者支援ネットワーク北海道、通称、ホクネットは、私も監事をさせていただいて、この講座を昨年度、今年度と、かなり多く担当させていただきました。

講師をした感想ですけれども、学生の方は非常に熱心に聞いてくださって、今はグーグルホームでQRコードですぐ取れるので、先日、ある単科大学でアンケートも取っていただきました。そのアンケートを見たところ、おおむね好評をいただきまして、契約の基本的なところが非常に刺激になったり、日頃見ているスマホで広告がたくさん来ているけれども、これが悪質商法ではないかと非常に興味を持ってくださる学生の方がいました。

本当に、専門学校、大学生、次に社会人として出ていきますので、最後の高等教育ということで、先ほどもご案内がありました、入学直後にやっていくのが非常に大切ですし、また、高校生であれば、卒業、進学、就職等の進路が決まった時点でしっかりと教育していくことが大切かなと思いました。

あとは、裏面にある札幌弁護士会ですが、これは統計を取っていないですけれども、恐らく、私が知る限り、最近ほとんどオーダーが来ていないです。五、六年前、私がこれを担当していたときに、道内の道立高校の社会科と家庭科の先生にご案内の手紙を出させていたいただいたら、年に1件、2件あったのですが、ここ数年はほとんどないです。別にな

いことが悪いことではなくて、恐らく、教育現場の皆様で対応されたり、ここに書かれているとおり、ほかの各種団体に教育されているので、弁護士会までは来ないのかなと思っ
ているところです。各団体が各団体なりに、これから分析、改善していけばいいのかな
と思います。

最後に、先ほど関わる側というか、保護者や教職員の見守る側のお話があったのですが、
一つご案内をすると、これは私が担当しているわけではないのですが、地域包括支
援センター各区に二つないし三つあります。白石区と西区の地域包括支援センターを中心
に年に2回ぐらい連絡協議会みたいなものを開いていて、弁護士会や消費者センターの方、
警察の方、地域のケアマネ、施設の方も来ております。今回は若年者の話ですけれども、
高齢者の被害防止のためにいろいろなことを意見交換して啓発の会議を行っております。

高齢者をどうやっていくかも非常に難しいですし、先ほど課長もおっしゃったとおり、
広い分野ですので、どこから手をつけるということもあると思いますけれども、この情報
を取るというアンテナは引き続き張っていただいて、生かしていただければと思いました。

私の経験を踏まえたお話でした。

ほかの委員の皆様、よろしければ、以上で本日予定された議事につきましては全て終了
となります。

ご協力のほどをありがとうございます。

それでは、事務局にお返しします。

4. 閉 会

○事務局（由水課長補佐） 鈴木会長、ありがとうございました。

本日、委員の皆様には、ご多忙の中をご出席いただき、活発なご議論をいただきまして、
感謝申し上げます。

なお、次回の審議会では、先ほど申し上げたとおり、第3次北海道消費生活基本計画が
令和6年度に終了することになりますので、第4次計画について諮問させていただく予定
でございます。

日程につきましては、今のところ、1月下旬から2月上旬を予定しております。どうぞ
よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回北海道消費生活審議会を閉会させてい
ただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上